

# 令和2年度第1回府中市都市計画マスタープラン改定検討部会 会議録

- 1 開催年月日 令和2年8月28日（金） 14時00分開会  
15時20分閉会
- 2 出席委員 饗庭 伸  
市川 耕作  
大久保 秋生  
郭 東仁  
中井 検裕  
升 貴三男  
森本 章倫
- 3 欠席委員 なし
- 4 傍聴者 なし
- 5 議事日程
  - (1) 日程第1 都市計画マスタープラン素案について
  - (2) 日程第2 その他
- 6 議 事
  - (1) 日程第1 都市計画マスタープラン素案について
    - ア 事務局説明  
都市計画マスタープラン素案について配布資料に基づき説明
    - イ 概要
      - 【部会長】 第3章の地域別まちづくり方針が、今回初めて示されている。地域別まちづくり方針と第2章のまちづくり方針について、ご意見を頂きたい。
      - 【委 員】 資料2の2-19ページ「誰もが快適に移動できるまちづくり方針図」の凡例を見ると、オレンジが広域幹線道路となっていて、グリーンが補助幹線道路となっているが、補助幹線道路というのは、基本的に幹線道路と区画街路の間にあるものなので、こういった道路は補助幹線道路とは言わないと思う。  
また、その他の幹線道路として、補助幹線道路よりも格の低い道路が幹線道路となっているが、道路の階層で考えるとこういう文言にはならないのではないか。  
現行の都市計画マスタープランでは、広域幹線、地域幹線、地区幹線という表現をしているので、これを参考にもう一度見直した方がよい。
      - 【事務局】 補助幹線道路やその他の幹線道路の表現については、道路の階層に合わせて整理する。
      - 【部会長】 都市計画道路に補助何号線といった路線名があるが、それとここで示している補助幹線道路が一致していないということか。
      - 【委 員】 広域幹線道路というのは、高規格道路、一般国道、主要地方道と決められており、広域連携軸はそれが該当していると思われるが、都市

連携軸として位置付けている補助幹線道路という表現が分かりにくい。

【会長】 資料3の前回資料と比べると、道路が大分減ったようだが、ある一定の基準以上のものしか出さないということにしたのか。

【事務局】 前回資料は、ほぼ全ての都市計画道路と主要な市道を掲載し、方針図というより、整備状況を示したものであった。素案では、方針という意味で、軸として位置付け、道路をある程度絞った形で示している。

【部会長】 誰もが快適に移動できる程度の密度に、道路を入れた方がよい。

【委員】 前回資料に記載があって、今回資料の2-19ページに記載されていない路線が、補助幹線道路だと思う。補助幹線道路とは、幹線道路を助ける道路である。

【部会長】 基本的に今回資料で記載している道路は、全部幹線道路なのか。

【委員】 そうである。

【委員】 2-19ページの方針図で、府3・4・3号が、広域幹線道路から途中で補助幹線道路に変わり、また広域幹線道路となっている。広域幹線道路同士を結んでいる区間が抜けて、幹線道路の位置付けが変わるといえるのは違和感がある。

【委員】 府3・4・3号の中河原駅から府中四谷橋の間も未整備である。同じ未整備部分でありながら、この区間は広域幹線道路となっていて、郷土の森北側区間は補助幹線道路となっており、一致していない。

【事務局】 連続している都市計画道路で、一部が広域連携軸（広域幹線道路）で一部が都市連携軸（補助幹線道路）という表現は違和感があるので見直す。

【委員】 現行の都市計画マスタープランでは、府3・4・3号は、地域幹線道路として広域幹線道路から一つ落として設定している。今回、引き上げるなら貫通で引き上げていくほうが自然ではないか。

【事務局】 全体を精査し見直す。

【委員】 広域幹線道路については、上位計画で位置付け等あれば、勝手に変えられないので、確認が必要である。

【委員】 資料4の3番で、物流等も立地しているため、工業維持ゾーンを産業維持ゾーンに修正したとあるが、産業維持ゾーンとなると、何でも産業になってしまうので、ぜひ工業系というイメージを残してほしい。

【部会長】 工業と物流は同じ色で塗られていることが多いが、工業や製造業の維持をしっかりと示す自治体もある。委員の意見を受け止めて再考してほしい。

【委員】 「誰もが快適に移動できるまちづくり方針図」について、左下に事業中等の凡例があるが、方針図であって進捗図ではないので、方針だけを示すとよい。

また、「安全・安心のまちづくり方針図」では、幹線道路沿道が延焼遮断帯となっている。府3・4・3号は幅員が20メートルぐらいしかないのに、両側の土地利用を含めて検討しないと延焼遮断帯として機能しないのではないかと思う。今、用途地域を変える、変えないということではないが、用途地域の変更を念頭において検討することが大事である。

「安全・安心のまちづくり方針」では、水害に関する基本的な対策として、多摩川の氾濫を防ぐ土手について図示した方がよい。都市施

設として多摩川の河川堤防のようなものがあり、もし、それを高くするという計画があるのであれば、記載しておくといよい。そのほか、河川崩壊に関する防災機能があれば、記載した方がよい。

【委員】 昨年の台風で四谷地区は避難勧告が出た。その際、防災無線の放送が聞き取りにくかった。また、避難したが、近所の方も避難しており、避難所が満員だったという話を周りからよく聞いた。防災無線は、市全域に流したのか。

また、多摩川の増水について、多摩川の中の雑木林が障害物となっているのではないか。雑木林を伐採すれば、防災マップのシミュレーションにもう少し近い実態になると思う。府中四谷橋と関戸橋の間は伐採されているが、南町や是政ではそのまま残っている状況である。多摩川は国のものであるため、市では手を出せないと言われたが、国に要請し、府中市で処理してくれと言われれば府中市で受けるとか、隣の多摩市と連携し、川の砂利を取って流れを変えるとか、深くするとか、いろいろな手段があると思う。

多摩川以外の水として、内水氾濫を防止する、雨水流入を防止する対策はできているのか。河川氾濫と内水氾濫の両方が合わさると本当に大変なことになる。ハザードマップでは南町方面はかなり浸水の危険があり、いろいろ考えるべきではないか。

また、多摩川沿いには避難する場所がなく、はげ上に行かないとまらないというが、一時的にでも垂直避難できるような対策を検討できないか。以上が昨年の台風の経験を踏まえ、住民の意見を総合したものになる。

【部会長】 まず、延焼遮断帯の話についてはどうか。

【事務局】 方針部分に考え方を記載するよう検討する。

【部会長】 水防災関係についてはどうか。

【事務局】 防災に関しては、庁内で検討会を立ち上げ、関係部局と調整協議、書類の照会等も行っているため、関係部局と調整し、計画を整理していきたい。委員からご指摘いただいた点についても整理していきたい。

ただ、垂直避難の件は、府中市の方針としては、はげ上に逃げるとするのが基本的な方針である。命を守る上で最後の手段として垂直避難を考えているため、市として推奨はしていない。

【事務局】 台風19号の時、防災行政無線は市全域に一斉に流したが、雨の音が大きくて聞き取れなかったという声があった。現在、防災行政無線をデジタル化するという取り組みを進めている。多摩川の樹木が支障物になるのではないかとということだが、京浜河川事務所が今年度から樹木の伐採を始めているのと同時に、川底の砂利をすくう工事も併せて計画的に行っている。ただし、下流から実施していくため、府中市は1～2年後になるかもしれない。

【委員】 府中四谷橋と京王線の間支障物の除去は、どういう指示で行われたのか。

【事務局】 それは河川ではなく、関戸橋の架け替えの関係でやっているのだと思う。

【事務局】 支障物を残さないよう伐採を進めていると聞いている。ただ、野鳥保護の観点から自然環境を守るという意見もあり、調整しながら伐採していると聞いているので、少し様子を見ていただければと思う。

- 【委員】 分かった。大丸の堰が水流を止める障害になっていると聞いている。撤去することになっているらしいが、いつということが言えないということのようだ。堰を撤去することによって水位が2～3メートル下がるらしい。これは国の管轄であるため、自治会や会社が書面を集めて国土交通省に陳情したと聞いている。
- 【部会長】 情報提供だが、水害を念頭に河川防災とまちづくりがどう連携すればいいのかという提言が国から出る予定である。一つ目はハザード情報に関して、できるだけ地域のニーズにあった形で、河川事務所も協力して出していくことになる。そのようなことを考えて、適切な記述に直してほしい。
- 二つ目は、垂直避難について、住人は早いうちに安全な所にとというのが基本だが、水防団など最後まで避難誘導する人達が逃げ込める場所はあるのかという話がある。そういう人達のことを考えると、垂直避難施設をわざわざ作るというよりは、マンションと協定を結ぶ等といったことが考えられるのではないか。府中市では、避難について何課が所管しているのか。
- 【事務局】 防災危機管理課である。
- 【部会長】 防災危機管理課とよく連携して話をしてほしい。
- 【委員】 垂直避難の関係だが、四谷方面には高速道路が通っているので、いざとなったら高速道路の土手に上がって、高速道路に逃げられる縄梯子のようなものが用意されていると聞いたことがある。
- 【委員】 資料2の2-27ページに、「コワーキングスペースやシェアオフィスを整備し」ということが記載されているが、これは地域別まちづくり方針に具体的に落とし込まれているのか。
- 【事務局】 具体的に地域別まちづくり方針に落とし込むことはしていない。地域別まちづくり方針は、市民検討会を積み重ね、平成22年に策定した。今回は地域組織の代表者を呼んで意見交換をしているが、市民検討会までは開催していないので、時点修正という形でまとめていこうと考えている。
- 【委員】 今回はコワーキングスペースやシェアオフィスを整備する場所を検討するということか。
- 【事務局】 コワーキングスペースやシェアオフィスは、新型コロナウイルスの影響を受けて始まっていて、市内では、府中駅の北のオフィスビルの中に1か所設けられているにすぎない。ただ、これからのまちづくりでは当然、こういったものが主流になっていくだろうということで、今回、全体構想に記載している。地域別まちづくり方針の中で、具体化するまでは現時点で議論できていないため、今回の改定の中では全体構想に、これから検討していくという程度にとどめたいと考える。
- 【委員】 分かった。
- 【部会長】 前回からの時点修正とはいえ、中心拠点や地域拠点など、拠点に関連する記述は、それぞれの地域のまちづくり方針に出てくるのか。
- 【事務局】 全体構想で変えた部分については、地域別構想に影響があるので、そこは変えている。
- 【部会長】 例えば、中心拠点は第4地域に当たるが、第4地域のまちづくり方針に反映された記述になっているという理解でいいのか。
- 【事務局】 そのとおりである。

- 【委員】 資料2の8ページに改定のポイントが3点あげられているが、コロナの話も含め想定していなかったことがあり、そういったことも改定ポイントの一つになるのではないかと。特に20年前に比べて、ICTの技術を使った活用は随分進んでおり、スマートシティであったり、Ma a Sであったり、テレワークであったり、そういう文言については、今回の改定ポイントの4点目ぐらいに入れて、新しい技術に対応したまちづくりをこれからやります、ということを入れておいた方がよい。
- 【事務局】 頂いたご意見を参考に、改定のポイントも見直す。
- 【委員】 立地適正化計画についてだが、そこで議論したことが、地域別まちづくり方針の中で全く見えないので、どのように扱われたのかが気になっている。拠点をつくる、商業核みたいなものをある程度散らしていくという話と、それに引っ張られるように住宅が立地する、あるいは住宅が建ってほしくないということだったと思うが、そうした考え方が、拠点の形成方針や住宅地の形成方針という形でまとまっていたら後々使いやすくなるのではないかと。立地適正化計画で議論したことが、今回の都市計画マスタープランにどのように入っているのか。
- 【事務局】 立地適正化計画については、災害ハザードの件で、居住誘導区域の一部の取り扱いについて住民の合意が得られないということで、公表できていない。災害ハザードの居住誘導区域の考え方以外については、基本的に策定済みであると考えているので、その内容についてはしっかり今回の都市計画マスタープランの中に記載しているつもりである。
- 【委員】 具体的に、第2地域、第7地域、第8地域の話だと思うが、方針図に何も書かれていないという状態で確定してしまうと、市民からすると混乱する。都市計画マスタープランに戦略的に図をどう書き込むかというのは非常に大事だと思う。
- 【事務局】 居住誘導区域といった色分けをして書くことはできないので、文言で書き込める部分は書き込んでいきたい。考え方や方針という形で大枠を示していければよいと思う。
- 【委員】 それは理解できるが、住民からは一步引いた形で、都市計画マスタープランで議論してから立地適正化計画に持っていか、使いようだと思う。全地域を細かく書ききれなくてもいいので、第2地域、第7地域、第8地域については、市民と協議しますという感じでやっていくのがいいのではないかと。
- 【部会長】 立地適正化計画はいつ頃に公表となるのか。議論しなければならないのは、ハザード関係だけなのか。
- 【事務局】 ハザードの関係だけである。国が防災指針の策定を検討しているので、そこに合わせる形で整理していきたい。国の防災指針が公表されれば、ハザードについてしっかり整理した中で方針を打ち立てていきたいと考えている。
- 【部会長】 理想的には、同じタイミングでやるのがいいかもしれない。そこは市で考えているということで、この部会にも報告してほしい。
- 【事務局】 都市計画マスタープランの考え方と立地適正化計画の考え方については一度整理して、報告させていただこうと思う。
- 【部会長】 現行の都市計画マスタープランには地域ごとにも方針図があるが、今回の都市計画マスタープランには地域別の方針図はないのか。

【事務局】 現在、作成中である。

【委員】 図面化すると、例えば、崖線を景観資源とみるか、防災リスクとみるかというところが矛盾するはずで、そういうことを早くチェックしてほしい。工場用地と住宅地の関係も、方針はよいと思うが、実際、地域に落としてみると矛盾がある場合もあるので、その作業を行ってほしい。

【事務局】 これから素案を案にしていく段階で、そのあたりも作り上げていきたいと考えている。

【部会長】 やり始めると時間がかかると思う。とはいえ、都市計画マスタープランもある時期には決めないといけないので、事務局で、スケジュールと、どんな作業が残っているかを整理してもらいたい。

(2) 日程第2 その他

次回改定検討部会の日程は、10月30日金曜日午後3時からとする。

以 上